

社保審—医療保険部会	資料3
第8回（H16.6.23）	

後期高齢者医療の保険者

現行の医療保険制度における保険者・行政の機能・役割

1. 適正な被保険者管理 [適用]

	市町村国民健康保険	健康保険	老人医療（市町村）：実施主体
被保険者たるべき者の存在の把握	・市町村における住民基本台帳情報に基づいて把握	・適用事業所事業主の届出を基礎として把握	・市町村における住民基本台帳情報を基礎として把握

2. 適切・良質・効率的な保険医療サービスの確保 [給付]

	市町村国民健康保険	健康保険	老人医療（市町村）：実施主体
① 納付内容（範囲・率）の決定	・法定 ・ただし、条例又は規約による傷病手当金その他の保険給付が認められている（法 58 条）	・法定 ・ただし、健保組合には規約による付加給付が認められている（法 53 条）	・法定
② 保険医療機関・保険医の指定等	・健保法の保険医療機関を国保の保険医療機関とする（法 36 条） ・健保法の保険医を国保の保険医とする（法 40 条） ・保険医療機関・保険医に対する指導、報告徴収等は厚生労働大臣（地方社会保険事務局長）又は都道府県知事が実施（法 41 条、45 条の 2）	・保険医療機関の指定は厚生労働大臣（地方社会保険事務局長）の権限（法 65 条） ・保険医の登録は厚生労働大臣（地方社会保険事務局長）の権限（法 71 条） ・保険医療機関・保険医に対する指導、報告徴収等は厚生労働大臣（地方社会保険事務局長）が実施（法 73 条、78 条）	・健保法の保険医療機関を老人医療の保険医療機関とする（法 25 条） ・健保法の保険医を老人医療の保険医とする（法 25 条） ・保険医療機関・保険医に対する指導、報告徴収等は厚生労働大臣（地方社会保険事務局長）又は都道府県知事が実施（法 27 条、31 条）

③ 報酬の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・健保法の規定による厚生労働大臣の定めるところによる（法 45 条） ・ただし、上記の額の範囲内において別段の定めをすることができる（法 45 条） 	<ul style="list-style-type: none"> ・中央社会保険医療協議会の議を経て厚生労働大臣が設定（法 82 条） ・ただし、（健保組合は）上記の額の範囲内において別段の定め（一定の条件を満たした場合に健保組合自ら保険医療期間と診療報酬に関する個別契約を締結）をすることができる（法 76 条） 	<ul style="list-style-type: none"> ・中央社会保険医療協議会の議を経て厚生労働大臣が設定（法 30 条）
---------	---	---	--

3. 適切・安定的な財政運営の確保 [財政責任]

	市町村国民健康保険	健康保険	老人医療（市町村）：実施主体
① 保険料の賦課・徴収	<ul style="list-style-type: none"> ・政令による基準に基づき、各市町村の条例で定めた保険料を賦課（法 76 条） (市町村税情報をを利用して被保険者の負担能力を把握) ・保険者は、条例又は規約の定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料の減免等を行うことができる（法 77 条） 	<ul style="list-style-type: none"> 保険料率については、 ・政府管掌健康保険は法律で規定（法 160 条） ・健保組合は法定の範囲内において厚生労働大臣（地方厚生（支）局長）の認可を受ける（法 160 条） 	<ul style="list-style-type: none"> 一 (注：一部負担割合や高額医療費の支給額を決定するため、市町村税情報をを利用して加入者の負担能力を把握)

	<p>【滞納者対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険者は保険料滞納者に対して、資格証明書の発行、給付制限を行うことができる（法 9 条、63 条） 		
② 審査・支払	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険団体連合会に委託（法 45 条）している ・国保連が委託を受けたものうち、高額レセプトについては国保中央会に委託することができる ・また、保険者による国保連への再審査が認められている 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険診療報酬支払基金に委託（法 76 条）している ・なお、一定の条件を満たせば健保組合自ら審査支払をすることができる ・また、保険者による支払基金への再審査が認められている 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険団体連合会（国保分）及び社会保険診療報酬支払基金（被用者分）に委託（法 29 条）している ・また、保険者による国保連及び支払基金への再審査が認められている

(注) 各医療保険制度には、以下のように個々の保険者の財政を安定させるための支援の仕組が設けられている。

- ・市町村国保：保険基盤安定制度、保険者支援制度、高額医療費共同事業など
- ・健保組合：高額医療費共同事業など

4. 加入者（被保険者）に対する保健事業、情報提供

	市町村国民健康保険	健康保険	老人医療（市町村）：実施主体
① 医療費分析等を通じた「医療の地域特性」の把握	（一部の国保連などにおいては、レセプト情報をもとに医療費分析を実施）	（一部の保険者において、レセプト情報をもとに医療費分析を実施）	・老人医療費適正化指針を規定（法 46 条の 22） （一部の市町村、国保連などにおいては、レセプト情報をもとに医療費分析を実施）

② 保健事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・努力義務として法定（法 82 条） (健康増進法により健康増進事業者として健康増進事業についての責務あり) 	<ul style="list-style-type: none"> ・努力義務として法定（法 150 条） (健康増進法により健康増進事業者として健康増進事業についての責務あり) 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人保健法に基づき 40 歳以上の住民を対象に保健事業を実施（法 20 条）
③ 医療サービス情報の提供		<ul style="list-style-type: none"> (健保連などにおいて、病院等の医療情報の提供を実施) 	

(参考)

介護保険における保険者（市町村）の機能・役割

1. 適正な被保険者管理 [適用]

- | | |
|---------------|-------------------------------|
| ○被保険者たるべき者の把握 | ・市町村における住民基本台帳情報を基礎として被保険者を把握 |
|---------------|-------------------------------|

2. 適切・良質・効率的な介護サービスの確保 [給付]

① 納付内容（範囲・率）の決定	・法定 ・第1号被保険者（65歳以上）の保険料を財源とした区分支給限度基準額の上乗せが認められている（法43条） ・種類支給限度基準額の設定が認められている（法43条） ・第1号被保険者の保険料を財源とした市町村特別給付が認められている（法62条）
② 事業者・施設の指定等	指定事業者に係る指定取消事由の都道府県知事への通知（指定等は都道府県知事の権限）
③ 報酬の設定	社会保障審議会（介護給付費分科会）の議を経て厚生労働大臣が設定（法41条、46条、48条53条、58条）

3. 適切・安定的な財政運営の確保 [財政責任]

① 保険料の賦課・徴収	・政令による基準に基づき、各市町村の条例により第1号被保険者の保険料（基準額及び各段階の料率等）を設定（法129条） ・なお、市町村税情報をを利用して被保険者の負担能力を把握 【滞納者対策】 ・保険者は保険料滞納者に対して、支払方法変更（償還払い化）、支払の一時差止、給付額減額を行う（法66～69条）
② 審査・支払	・国民健康保険団体連合会に委託（法41条ほか）している ・不正請求の疑いがあるときは、国保連が審査支払を行わず、保険者が審査支払することが可能

(注) 介護保険制度には、以下のように、個々の保険者の財政を安定させるための支援の仕組が設けられている

- ・財政安定化基金制度、市町村相互財政安定化事業

4. 加入者（被保険者）に対する保健事業、情報提供

① 納付費分析等を通じた「地域特性」の把握	・国保連との連携の下、保険者においてレセプト情報をもとに給付費分析を実施
② 保健福祉事業	・第1号被保険者の保険料を財源として実施することができる（法175条）
③ 事業者情報の提供	（国保連の「介護情報・苦情処理センター」機能の強化を推進中）